

児童虐待に係る学校の取組状況について

1 平成 26 年 2 月 6 日付 26 西教指第 1253 号「児童虐待防止に関する各学校における対応について（依頼）」により、各学校の取組状況は以下の通りである（4 月 1 日～7 月 31 日）。

(1) 学校は、「児童虐待防止 校内委員会」を月 2 回程度開催し、児童虐待に係る情報及び対応策について共通理解を図ることを受け、実施した児童虐待防止に係る校内委員会の実施状況。

| | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 |
|-----|------|------|------|------|
| 1 回 | 0 校 | 0 校 | 0 校 | 0 校 |
| 2 回 | 23 校 | 21 校 | 21 校 | 22 校 |
| 3 回 | 4 校 | 3 校 | 0 校 | 5 校 |
| 4 回 | 0 校 | 2 校 | 6 校 | 0 校 |
| 5 回 | 0 校 | 1 校 | 0 校 | 0 校 |

(2) 学校は、「児童虐待防止 外部委員会」を学期に 1 回程度開催し、児童虐待に係る関係機関や地域社会と連携した対応策や取組を検討することを受け、実施した外部委員会の実施状況。

| | |
|------|----------|
| 1 学期 | 全校 1 回実施 |
|------|----------|

(3) 学校は「学校生活台帳（児童虐待・虐待が疑われる案件）の運用マニュアル」に沿って、児童・生徒の小さな変化を見落とさないよう組織的な対応を行うことを受け、記載された件数。

| 記載件数 | 0～3 件 | 4 件～9 件 | 10 件以上 |
|------|-------|---------|--------|
| 学校数 | 17 校 | 8 校 | 2 校 |

(4) 管理職は、必ず要保護児童対策地域協議会に参加し、学校が知り得た児童虐待にかかわる情報を提供するとともに、関係機関と連携した対応を受け、学校が実施した回数。

| | |
|------|----------|
| 1 学期 | 全校 1 回実施 |
|------|----------|

(5) 生活指導主任は、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を深め、自校における児童虐待（疑いを含む）の情報を集約するとともに、組織的な対応を図った学校。

| | |
|-----|----|
| 連携数 | 全校 |
|-----|----|

2 正当な理由がなく連続して欠席している児童・生徒に係る対応の方法（西東京ルール）に基づいた学校の対応件数は以下の通りである（4 月 1 日～7 月 31 日）。

| 対応件数 | 0 件 | 1 件 | 2 件 |
|------|------|-----|-----|
| 学校数 | 23 校 | 3 校 | 1 校 |

3 児童虐待防止に関わる感受性を高める教員研修（西東京プログラム）の実施については別紙の通りである。【資料 5-2】

4 学校から市教育委員会に報告のあった児童虐待の件数（疑いを含む）は以下の通りである（4 月 1 日～9 月 30 日）。【資料 5-3】

| | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小 | 5 回 | 2 回 | 1 回 | 3 回 | 1 回 | 2 回 |
| 中 | 6 回 | 6 回 | 0 回 | 1 回 | 0 回 | 5 回 |

5 スクールアドバイザーが学校に訪問した回数は以下の通りである（4 月 1 日～9 月 30 日）。

| | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 |
|---|------|-----|------|------|-----|------|
| 小 | 5 回 | 4 回 | 11 回 | 4 回 | 1 回 | 5 回 |
| 中 | 11 回 | 8 回 | 12 回 | 10 回 | 1 回 | 10 回 |

6 スクールソーシャルワーカーの取組状況については、別紙の通りである。【資料 5-4】

7 スクールカウンセラーの取組状況については、別紙の通りである。【資料 5-5】